

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 二 十 八 年 十 二 月 二 十 六 日

目 次

監査委員告示

○ 定期監査の結果に関する報告の公表	(監査委員)	一
○ 随時監査の結果に関する報告の公表	(同)	六
○ 財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(同)	八
○ 住民監査請求に係る監査の結果に関する報告の公表	(同)	九
○ 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	一七
○ 行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二〇
○ 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二三

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年十一月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第 1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知 事 直 轄	—	—	—	—	—	—
総 務 部	4	0	2	5	0	5
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	13	2	2	4	2	—
商工労働部	1	1	1	2	1	0
農 政 部	10	5	1	9	6	3
林 政 部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	5	4	4	13	7	6
都市建設部	3	0	1	1	0	1
県 事 務 所	3	0	3	3	0	3
教育委員会	30	5	8	17	5	12
警察本部	6	3	0	3	3	0
そ の 他	3	0	0	0	0	0
合 計	78	20	22	57	24	33

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

・指導事項 是正又は改善を求める事項

・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。

「—」は、当月監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、36機関において、24 件の指摘事項及び 33 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部（4 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県税事務所	平成 28 年 11 月 25 日	西濃県税事務所	平成 28 年 11 月 24 日
飛騨県税事務所	平成 28 年 11 月 2 日	自動車税事務所	平成 28 年 11 月 25 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜県税事務所	指導事項	県税収入に係る債権管理事務において、納税義務者以外の者から提出のあった債務承認書を時効中断事由である承認と誤認したことにより、滞納していた県税に対する時効中断の効力が生じず、債権の消滅時効が完成し、

	不納欠損処理が行われていたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	不用品の売払いに係る契約事務において、収入の原因となる契約に係る決裁書で売却予定価格を定めるべきところ、これを定めることなく物品を売却していたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料 111,110 円が支払われていたので、職員の数損失事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨県税事務所	指導事項
指導事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 249,199 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報の取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、それらがなされていなかったため、今後は適正に処理されたい。

2 健康福祉部（13 機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
恵那保健所	平成 28 年 11 月 28 日	飛騨保健所	平成 28 年 11 月 28 日
飛騨保健所 下呂センター	平成 28 年 11 月 28 日	岐阜地城福祉事務所	平成 28 年 11 月 28 日
衛生専門学校	平成 28 年 11 月 28 日	多治見看護専門学校	平成 28 年 11 月 28 日
下呂看護専門学校	平成 28 年 11 月 28 日	精神保健福祉センター	平成 28 年 11 月 28 日
動物愛護センター	平成 28 年 11 月 28 日	身体障害者更生相談所	平成 28 年 11 月 28 日
知的障害者更生相談所	平成 28 年 11 月 28 日	発達障害者支援センター	平成 28 年 11 月 28 日
わかめ学園	平成 28 年 11 月 28 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨保健所	指導事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 91,854 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見看護専門学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
下呂看護専門学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
精神保健福祉センター	指導事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 118,350 円の費用負担が発生し、また、修繕料 201,925 円

(うち相手方負担分14,000円) が支払われていたので、
職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。

3 商工労働部（1機関）

実施機関名	実施年月日
情報科学芸術大学院大 学	平成 28 年 11 月 28 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
情報科学芸術大学院大 学	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、 修繕料471,279円が支払われていたので、職員の毀損事故 防止について一層の徹底を図らねたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事 故について、修繕料86,400円が支払われていたので、職 員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。

4 農政部（10機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可変農林事務所	平成 28 年 11 月 15 日	恵那農林事務所	平成 28 年 11 月 16 日
農業技術センター	平成 28 年 11 月 28 日	畜産研究所	平成 28 年 11 月 28 日
水産研究所	平成 28 年 11 月 28 日	病害虫防除所	平成 28 年 11 月 28 日
中央家畜保健衛生所	平成 28 年 11 月 21 日	中濃家畜保健衛生所	平成 28 年 11 月 21 日
東濃家畜保健衛生所	平成 28 年 11 月 21 日	飛騨家畜保健衛生所	平成 28 年 11 月 21 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
恵那農林事務所	指導事項	清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（県民協働） による未利用材の搬出促進事業）の交付事務において、交 付すべき補助金の額の確定に当たっては、間接補助事業 が完了し、かつ、間接補助事業に対して間接補助金が全 額交付されたことの確認が必要である。しかし、補助事 業者から提出のあった実績報告書を受理し、現地確認等 を行っていたものの、間接補助金が全額交付される前に 補助金の額を確定していたものがあったので、今後は適 正に処理されたい。
	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労 働時間を超えた勤務時間に対して25/100の時間外勤務手 当を支給すべきところ、これを支給していたにもかかわらず、 により、1件2,042円が支払不足となっていたので、速や かに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項		毒物及び劇物の管理事務において、「土壌診断室内試

毒劇物管理マニュアル」に基づき、毒物及び劇物の
保管状況の確認を定期的に行うこととなっている。5N
塩酸の試薬について保管状況を確認したところ、毒劇物
管理記録表への適正な記録及び定期的な確認が十分に行
われていなかったため、今後は適正に処理されたい。

生乳の委託販売契約に係る事務において、委託販売契
約書では委託販売金額（以下「販売金額」という。）か
ら委託販売手数料（以下「手数料」という。）を控除す
ることとなっているが、販売金額及び手数料を損したこ
とにより、収入額及び支出額が共に44,509円過小となっ
ていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。

公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として
1,925,271円の費用負担が発生し、また、修繕料121,973
円が支払われていたため、職員の交通事故防止について
一層の徹底を図らねたい。

公務中の1件の交通事故について、修繕料31,276円が
支払われていたため、職員の交通事故防止について一層
の徹底を図らねたい。

時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事
項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後
は適正に処理されたい。

1 勤務時間数の計算を誤ったことにより、2件5,447
円が過払となっていたほか、2件6,827円が支払不足と
なっていた。

2 週休日に勤務命令により勤務した時間について、別
の勤務日に4時間の勤務時間の割振り変更を行ったが、
これを行っていないものとして週休日の時間外勤務手
当の支給割合を適用したことにより、1件14,186円が
過払となっていた。

3 1週間の所定労働時間を超えた勤務時間に対して
25/100の時間外勤務手当を支給すべきところ、これを
支給していなかったことにより、1件2,627円が支払不
足となっていた。

4 週休日に勤務命令により勤務した時間について、
135/100の時間外勤務手当を支給していたにもかかわらず、
より、更に25/100の時間外勤務手当を支給していたこ
とにより、5件10,293円が過払となっていた。

公務中の2件の交通事故について、修繕料39,190円が
支払われていたため、職員の交通事故防止について一層
の徹底を図らねたい。

公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、
修繕料35,532円が支払われていたため、職員の毀損事故
防止について一層の徹底を図らねたい。

5 県土整備部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成 28 年 11 月 25 日	大垣土木事務所	平成 28 年 11 月 24 日
掛斐土木事務所	平成 28 年 11 月 22 日	高山土木事務所	平成 28 年 11 月 1 日

宮川上流河川開発工事 事務所	平成 28 年 11 月 1 日
-------------------	------------------

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として16,316円の費用負担が発生し、また、修繕料352,804円(うち相手方負担分92,237円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として644,327円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	SDカードの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取役管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを庁舎外へ持ち出していたため、今後は適正に処理されたい。
大垣土木事務所	指摘事項	道路管理上の10件の事故について、損害賠償金として5,161,167円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならないが、それらがなされていたものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	一般県道牧田関ヶ原線の災害防除工事において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 当該工事のための用地を取得する前に、道路区域の変更の公示を行っていないかった。 2 平成27年10月1日の当該工事後、供用開始の公示を行っていないかった。
揖斐土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料128,863円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として12,744円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山土木事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として250,560円の費用負担が発生し、交通安全施設の修繕料135,000円が支払われていた。また、公用車が2台廃車(評価額等計946,189円。うち相手方負担分68,304円)となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として

	指導事項	594,116円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	現金の収入事務において、書き損じのあった現金(証券)領収証書の保存がないものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県が管理する道路の除排雪業務に係る委託業務単価契約(機械貸与)事務において、受託者から貸与機械に係る機械借用書及び機械返納届書を徴していないものがあったため、今後は適正に処理されたい。

6 都市建設部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	平成 28 年 11 月 25 日	岐阜・西濃建築事務所	平成 28 年 11 月 24 日
飛騨建築事務所	平成 28 年 11 月 1 日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	指導事項	SDカードの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取役管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを庁舎外へ持ち出していたため、今後は適正に処理されたい。

7 県事務所 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県事務所	平成 28 年 11 月 24 日	恵那県事務所	平成 28 年 11 月 16 日
飛騨県事務所	平成 28 年 11 月 2 日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃県事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那県事務所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報の取扱いは「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、それらがなされていたため、今後は適正に処理されたい。
飛騨県事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 教育委員会 (30 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日	西濃教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日
美濃教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日	可茂教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日
東濃教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日	飛騨教育事務所	平成 28 年 11 月 28 日
図書館	平成 28 年 11 月 28 日	高山陣屋管理事務所	平成 28 年 11 月 28 日
加納高等学校	平成 28 年 11 月 28 日	羽島北高等学校	平成 28 年 11 月 28 日
各務原高等学校	平成 28 年 11 月 28 日	各務原西高等学校	平成 28 年 11 月 28 日
山県高等学校	平成 28 年 11 月 28 日	羽島高等学校	平成 28 年 11 月 28 日
揖斐高等学校	平成 28 年 11 月 28 日	池田高等学校	平成 28 年 11 月 28 日
大垣北高等学校	平成 28 年 11 月 21 日	不破高等学校	平成 28 年 11 月 28 日
海津明誠高等学校	平成 28 年 11 月 28 日	加茂高等学校	平成 28 年 11 月 15 日
加茂農林高等学校	平成 28 年 11 月 15 日	恵那高等学校	平成 28 年 11 月 17 日
中津高等学校	平成 28 年 11 月 17 日	中津川工業高等学校	平成 28 年 11 月 17 日
岐阜盲学校	平成 28 年 11 月 28 日	長良特別支援学校	平成 28 年 11 月 28 日
岐阜希望が丘特別支援学校	平成 28 年 11 月 28 日	岐阜本巣特別支援学校	平成 28 年 11 月 28 日
羽島特別支援学校	平成 28 年 11 月 28 日	揖斐特別支援学校	平成 28 年 11 月 22 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜教育事務所	指摘事項	住居手当の認定事務において、転居に伴う支給額の改定時期を誤ったことにより、1件2,500円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
西濃教育事務所	指摘事項	旅費の支出事務において、所各施設使用料を重複して支給したことにより、1件620円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
可茂教育事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料48,826円が支払われていたの、職員
飛騨教育事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料134,628円が支払われていたの、職員

高山陣屋管理事務所	指導事項	物品の管理事務において、鉄瓶1個が盗難被害にあったので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。
各務原高等学校	指導事項	物品の管理事務において、残留塩素測定器等が盗難被害にあったので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
山県高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
不破高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料82,512円が支払われていたの、職員
加茂高等学校	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料8,618円が支払われていたの、職員
恵那高等学校	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それらを行うことなく特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。
中津高等学校	指導事項	卒業証明書等交付手数料に係る収入証紙の取扱事務において、岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例に基づき交付文書1通につき手数料300円を証紙により収入することとなっている。卒業証明書等交付申請書により2通を交付したが、ちよう付された証紙は1通分300円しかなく、300円が納付漏れとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	平成27年度岐阜県高等学校定時制・通信教育振興奨励費補助金の支出事務において、補助金の支出負担行為の決定は、岐阜県立中津高等学校事務処理規程に基づき所属長（校長）決裁とすべきところ、事務部長決裁としていたの、今後は適正に処理されたい。
岐阜本巣特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料134,628円が支払われていたの、職員

	とともに、再発防止に努められたい。
指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,839円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

9 警察本部（6機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	平成 28 年 11 月 28 日	各務原警察署	平成 28 年 11 月 28 日
大垣警察署	平成 28 年 11 月 21 日	揖斐警察署	平成 28 年 11 月 22 日
北方警察署	平成 28 年 11 月 28 日	山県警察署	平成 28 年 11 月 28 日

【監査の結果】 次のとおり指摘する事項があった。		
機 関 名	区 分	内 容
各務原警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として4,791,750円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車(評価額134,300円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
大垣警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として339,405円の費用負担が発生し、また、修繕料18,360円が支払われていた。更に路上にいた相手方をひいて死にさせた交通事故が発生していたので、職員の交通事故防止について、より一層の徹底を図られたい。
北方警察署	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として98,354円の費用負担が発生し、また、修繕料119,437円(うち相手方負担分59,718円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 その他（3機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成 28 年 11 月 24 日	選挙管理委員会恵那地方事務局	平成 28 年 11 月 16 日
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成 28 年 11 月 2 日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第五項の規定により平成二十八年十一月二十八日に執行した随時監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員	水 野 正
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

随時監査の結果に関する報告

第 1 監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理の未然防止及び内掛けん制機能の強化の観点から、定期監査とは別に、事前通告を行わない抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

第 2 監査の概要

1 監査実施機関

- ① 衛生専門学校
- ② 中山間農業研究所（中津川支所）
- ③ 畜産研究所（養豚・養鶏研究部開試験地）
- ④ 森林整備課（白鳥林木育種事業地）
- ⑤ 恵那農業高等学校
- ⑥ 岐阜本巣特別支援学校

2 監査対象年度

平成 28 年度（必要に応じて平成 27 年度も対象とした）

3 監査対象事項

- ① 現金の取扱い
- ② 生産物の出納管理（衛生専門学校を除く）

4 監査実施年月日

- ① 予備監査（事務局職員による監査）
 - 平成 28 年 6 月 28 日（火）（1－③④の機関）
 - 平成 28 年 9 月 7 日（木）（1－②⑤の機関）
 - 平成 28 年 11 月 7 日（月）（1－①⑥の機関）の 3 回に分けて実施
- ② 本監査（監査委員による監査）
 - 平成 28 年 11 月 28 日（月）

第 3 監査の結果

衛生専門学校は、特に指摘及び指導する事項はなかった。
他の 5 機関において、6 件の指摘事項及び 2 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講ずよう求めた。
また、1 機関において、1 件の検討事項が認められたので、監査対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずよう求めた。

機関名	区分	内容
中山間農業研究所 （中津川支所）	指摘事項	生産物売払いに係る収入事務において、生産物処分調書と同日に調定すべきところ、1 か月以上調定が遅延していたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物の管理事務において、消耗品出納簿が作成されていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	生産物の管理事務において、平成 28 年 4 月に生産物の取扱いを定める内規を改正した際に、岐阜県会計規則とは異なる取扱いが含まれていたもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	生産物の管理事務において、生産物を製造した場合に作成する生産品目別野帳が作成されていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
畜産研究所 （養豚・養鶏研究部開試験地）	指摘事項	畜産研究所では、「畜産研究所における生産品の会計事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき、ひな及び成鶏の飼養頭数を日々確認することとなっている。しかし、実際には飼養羽数が多く、日々羽数を確認することが難しいことから、廃棄（死亡）した羽数を差し引くことで受払野帳の飼養羽数を記載し、更に正確性を期すため、毎月末に全数調査を行っていた。
	検討事項	このことから、要領と実務が合致していない点が見受けられたので、生産物の出納管理手続きについて、要領の見直しを含めて検討されたい。
森林整備課 （白鳥林木育種事業地）	指摘事項	生産物の管理事務において、生産物を製造した場合に作成する生産品目別野帳が作成されていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	生産物売払いに係る収入事務において、現金出納簿への記載が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那農業高等学校	指摘事項	生産物売払いに係る収入事務において、現金出納簿への記載が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	生産物の管理及び収入事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜本巣特別支援学校	指摘事項	生産物売払いに係る収入事務において、現金出納簿への記載が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	生産物の管理及び収入事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

		1 作業製品を取得したにも関わらず、作業製品目別野帳に記載されていないものがあった。 2 作業製品を売却等により処分しようとする場合は、校長が作業製品処分調書により処分を決定することになっているが、校長の決定がなされていないものがあった。 3 調定決議書兼収入金調書に校長及び担当責任者が確認の上、署名することになっているが、署名されていないものがあった。 4 出納員は作業製品の受け払い等について、作業製品出納簿を設け、所定の事項について記録管理しなければならぬとしているが、作業製品出納簿に記載されていないものがあった。
--	--	---

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

・指摘事項	是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・指導事項	是正又は改善を求める事項
・検討事項	所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

岐阜県監査委員会告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十八年十一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員	水野正敏
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良寛
岐阜県監査委員	杉山祐子

第1 監査実施団体数

区 分	監 査 実 施 団 体 数	団体監査結果件数				所管機関監査結果件数			
		指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項		指 摘 事 項	指 導 事 項	検 討 事 項	
出 資 ・ 出 捐 団 体	1	2	1	1	0	0	0	0	0
補助金等交付団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指 定 管 理 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1	2	1	1	0	0	0	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項
・ 「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、1 団体において、1 件の指摘事項及び1 件の指導事項が認められたので、監査対象団体に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体（1 団体）

実施団体名	実施年月日
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	平成 28 年 11 月 29 日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体	区 分	内 容
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	指摘事項	決算事務において、次のとおり不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 月次決算が、平成28年4月分から実施されていた。2 平成27年度決算において、キヤッシュ・フロー計算書に旧病院跡地売却に係る収益について「有形固定資産の売却による収入」と表示すべきところ「補助金等収入」としていた。また、行政サービス実施コスト計算書において、臨時損益（旧病院跡地売却に係る収益及び費用）が計上されていなかった。
	指導事項	病院給食業務委託において、病院は業務従業員の健康診断結果報告書の提出を求め確認すべきところ、これを行っていないかったので、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員会告示第二十七号

平成二十八年十一月一日付けで提出のあった地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を決定したので、同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員 水 野 正 敏

岐阜県監査委員 小 原 尚

岐阜県監査委員 山 本 泉

岐阜県監査委員 藤 良 寛

岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第1 請求の受付 1 請求人の住所及び氏名 住所 岐阜市菅生1丁目2-9 氏 名 杉田 勝征 2 請求書の提出 請求人から、平成28年11月1日付けで地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、岐阜県職員（知事）措置請求書が提出され、同日に受け付けた。 3 請求書の内容 請求人から、平成28年11月1日付けで提出された請求書の内容は次のとおりであった（原文のまま）。 平成27年9月中旬に、岐阜駅城田寺線道路拡張工事（用地買収）に当たり、居住占有者及び個人営業、会社営業等の実態のない申告をし、県（岐阜県）より多額の金員（約1億5千万円）の交付を受け、これを搾取したものであり、「県」は居住占有者の本人確認を行わず、立退料の支払いをし、居住占有者は、立退料を搾取したもので、上記所為は刑法第246条詐欺罪に該当すると思料するので、今後どのような措置をするのか措置請求をする。 なお、請求書には、岐阜市早田大通1丁目33番の建物所有者及びその建物入居者に関する資料が添付されていた。 また、平成28年11月16日に請求人から請求書の内容を補足する資料が提出され、その内容は次のとおりであった（原文のまま。ただし項番号については修正している）。 （1）本人確認の欠如 一般でも「県職員」は、重要な書類請求契約等は本人であることの確認「免許証の提示、もしくは本人である写真付き証名書（住民登録証明書）等で確認」。持っていない場合は、国民保険証、介護保険証の2通を提出させることで本人を確認し、署名、押印。重要な書類では印鑑証明書を提出させ、立退料等の支払いをすべきところが県職員である。 岐阜土木事務所の担当職員は本人の確認もせず立退費用等の支払いを行った。	（2）補償費支払いについて 県職員（岐阜土木事務所長）及び現場担当者が過大に支払った「立退補償金」の弁済、及び、過大に受取った「立退補償金」の当事者からの返還を求める。 4 請求の受理 本件請求については、平成28年11月8日に受理を決定した。 第2 監査の実施 1 請求人の証拠の提出及び陳述 請求人に対して法第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月17日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠書類の提出があり、請求人及び補佐人が陳述を行った。 2 監査の対象 （1）監査対象とした事実 請求書及び添付された証拠書類並びに請求人等の陳述の内容から、岐阜市早田大通1丁目33番の建物の所有者及び同建物に入居していた者（以下「本件住民監査請求に係る補償対象者」という。）計14者に対する移転補償に関して、入居及び経営実態がない入居者及び事業者を補償対象としていること、補償費が過大であること、本人確認が不十分であることを理由に、補償契約の締結及び履行並びに同契約に基づく補償費の支払いが違法又は不当であるとし、本件住民監査請求に係る補償対象者計14者に対して過大に支出された補償費の返還を求め、その返還が困難な場合は、岐阜土木事務所長及び同事務所の担当者が損失を補てんするよう求めると解した。 また、補償費の支払いには上記補償契約に基づき、今後支払いが予定されるものについても、法第242条第1項に定める「当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。」との規定に該当する可能性があるととして、監査の対象に含め、その支払いの差し止めを求めると解した。 なお、請求人等の陳述において、岐阜市早田大通1丁目33番の土地に関する売買契約の締結及び履行並びに同住所の土地に関する売買代金の支出については、住民監査請求に含まない旨の主張があったことから、監査の対象から除外した。
---	---

(2) 監査対象機関
本件住民監査請求に係る補償契約の締結及び履行並びに補償費の支出は、岐阜土木事務所において行われていることから、岐阜土木事務所を監査対象機関とした。

3 監査対象機関に対する監査の実施方法
請求があった事務を所掌する岐阜土木事務所に対して、関係書類の提示を求め、関係職員から事情聴取等を行うことにより監査を行った。また、監査を実施した際に、請求人の主張に対する岐阜土木事務所の意見を文書で求めた。

4 関係人調査の実施
事実を確認するために、平成24年度から27年度の4か年度に渡って岐阜土木事務所から現地踏査、建物等の調査（建物調査、工作物調査、営業調査、動産調査、居住者調査等）及びその補償費の算定に係る業務（以下「物件調査等業務」という。）の委託を受けた、株式会社ライコク（以下「ライコク」という。）に対して、任意の協力の下に法第199条第8項に基づく調査を実施した。調査に当たっては、ライコクが、受託契約の仕様書や岐阜県（以下「県」という。）の用地関係の規程等に従って受託業務を行っていたか、受託業務を実施するに当たり、誰に対して、いっ、どのような調査を行ったかについて、文書で回答を求めた。

また、本件住民監査請求に係る補償対象者14者すべてに対して、任意の協力的下に法第199条第8項に基づく調査を実施した。調査に当たっては、物件調査や契約の際に、本人が立会いや契約書の署名を行ったかについて、文書で回答を求めた。

第3 監査の結果

1 監査対象機関に対する監査の結果

(1) 本件住民監査請求に係る事務の実施状況

本件住民監査請求で対象となった岐阜駅城田寺線の街路事業の用地取得に伴う補償事務の手続きを確認したところ、以下のとおりであった（本件住民監査請求に係る分のみ）。

平成23年11月29日 地権者説明会
平成24年3月27日 地権者説明会
平成24年8月20日 事業認可
平成24年8月30日 平成25年3月20日 用地測量（委託）
平成24年11月8日 平成25年3月20日 物件調査（委託）

平成25年6月20日～平成25年11月26日 物件調査（委託）
平成25年8月27日 地権者説明会
平成25年10月20日 集団説明会（土地所有者対象）
平成25年10月22日 集団説明会（借家人対象）
平成25年10月24日～平成25年10月25日 個別相談会
平成26年5月8日～平成26年11月20日 物件調査（委託）
平成27年5月28日～平成27年12月25日 物件調査（委託）

(2) 補償費の内容、補償契約の締結、補償費の支払時期

岐阜土木事務所において確認したところ、本件住民監査請求に係る補償対象者ごとの補償項目並びに補償契約の締結時期及び補償費の支払時期は次のとおりであった。

○補償対象者の補償項目

補償対象者	建物	工作物	動産	立木補償	移転補償	移転補償 補償	現地補償	営業補償	借家人 補償	祭し補償
(株)アースコア	移転料 ○	移転料 ○	○	○	○	○	○	○	○	
(有)介護シタルの山田屋		○	○		○	○	○	○	○	
(株)アースコア		○	○	○※		○※	○※	○※	○※	○※

※個人11者の補償項目については、個人ごとに補償項目が異なる。

移転補償費補償：建物等を移転又は代替の建物を取得・使用する場合において、移転先又は代替地等の選定に要する費用、

法令上の手続きに要する費用、低所通知費、移転補償等を補償

借家人補償：借家人が新たに他の建物賃借するために通常要する費用を補償

祭し補償：宗教上の施設を移転するときは、移転に伴う供養、祭礼等の宗教上の儀式に通常要する費用を補償

○補償契約の締結時期及び補償費の支払時期

補償対象者	当日契約	変更契約1	変更契約2	前払い金	後払い金	残金
(株)アースコア	日付 金額	日付 内容	日付 内容	日付 金額	日付 金額	(本件)582万 57,769,000
(有)介護シタルの山田屋	H27.8.11 192,559,431	H28.3.17 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.29 128,629 128,629 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15 134,790,431	H28.3.31 2,489,000	0
(株)アースコア	H27.8.7 8,295,930			H27.9.15 9,230,926		4,532,000
A(個人)	H27.8.18 14,172,926	H28.3.17 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.29 128,629 128,629 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	a1 128,818	a2 0
B(個人)	H27.8.18 a1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	b1 128,125	b2 0	0
C(個人)	H27.8.18 b1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	c1 128,125	c2 0	0
D(個人)	H27.8.18 c1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	d1 128,818	d2 0	0
E(個人)	H27.8.18 d1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	e1 128,125	e2 0	0
F(個人)	H27.8.18 e1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	f1 128,729	f2 0	0
G(個人)	H27.8.18 f1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	g1 128,729	g2 0	0
H(個人)	H27.8.18 H1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	h1 128,729	h2 0	0
I(個人)	H27.8.18 I1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	I1 128,729	I2 0	0
J(個人)	H27.8.18 J1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	J1 128,729	J2 0	0
K(個人)	H27.8.18 K1+e2 128,317 128,317 H28.3.20H28.6.30	H28.6.27 128,627 128,627 H28.6.30H28.9.31	H27.9.15	K1 128,331	K2 0	0

※1 (株)アースコアの金額には、土地税2,749,080円を含む。

※2 残金(未払い)は平成28年12月30日時点で支払われていないもの

(3) 用地補償業務の内容
用地補償業務について確認したところ、概ね以下のとおりであった。

用地補償業務の項目	内容
1 現地踏査及び事業説明会	土地登記簿・公図等、戸籍簿・住民票
2 公図の転写、土地・建物登記簿及び戸籍簿等の調査	等の閲覧及び転写
3 土地の測量及び実測平面図の作成	土地の境界確認、土地の調査・測量、実測平面図・調査表等の作成
4 建物等の測量又は調査及び建物平面図の作成	建物・物件の測量、調査建物平面図の作成、物件調査
5 土地又は物件調査の作成及び台帳の作成	
6 土地評価に必要な資料の調査、補償費の算定に必要な資料の調査及び補償費の算定	標準地の選定、移転工法の検討、補償費の算定
7 用地交渉	用地説明会、用地交渉
8 契約書の作成及び補償対象者との調印	契約書の作成、契約書及び登記関係書類の徴取、土地等の引渡・物件移転完了の確認
9 登記に必要な書類の作成及び登記	所有権移転登記関係承諾書等の作成及び嘱託登記申請
10 補償費の支払い	補償費の前払い及び後払い事務

このうち、本件住民監査請求に係る補償対象者に対する補償に当たっては、物件調査等業務について、テイコクに対して委託していた（平成 24 年度から 27 年度の 4 か年に渡って委託）。

また、用地交渉及び補償対象者との調印に係る業務の一部については、岐阜市に委託していた（平成 27 年度）。

ア 岐阜土木事務所がテイコクに委託した業務（物件調査等業務）

平成 24 年度から 27 年度に行った岐阜駅城田寺線の街路事業に係る用地補償業務のうち、物件調査等業務についてテイコクへ委託しており、各年度の委託業務の内容は以下のとおりであった。

年度	物件調査等業務の内容
2 4	打合せ協議、現地踏査、建物登記簿調査、木造建物調査、非木造建物調査、付帯工作物調査、残地移転要件検討、移転工法案の作成、

2 5	営業調査、消費税調査、動産調査、移転補償雑費積算、通損等積算 打合せ協議、現地踏査、木造建物調査（再算定）、非木造建物調査（再算定）、付帯工作物調査（再算定）、独立工作物調査（再算定）、営業調査（再調査）、消費税等調査、動産調査（再算定）、移転雑費積算（再算定）、居住・動産・通損（再算定）
2 6	打合せ協議、現地踏査、木造建物調査（再算定）、非木造建物調査（再算定）、非木造建物調査（再調査）、付帯工作物調査（再算定）、独立工作物調査（再算定）、営業調査（再調査）、消費税等調査、動産調査（再算定）、動産調査（再調査）、仮住居・借家人積算（再算定）、移転雑費積算（再算定）、居住・動産・通損（再算定）
2 7	打合せ協議、現地踏査、木造建物調査（再算定）、非木造建物調査（再算定）、付帯工作物調査（再算定）、独立工作物調査（再算定）、営業調査、消費税等調査、動産調査（再算定）、仮住居・借家人積算（再算定）、仮住居・借家人補償積算、移転雑費積算（再算定）、居住・動産・通損（再算定）

各年度の物件調査等業務の委託を実施するに当たり、岐阜土木事務所は補償対象者及び補償対象者ごとの調査項目を指定した仕様書を作成し、その調査項目に基づいて行った積算により予定価格を算出していた。これらの業務を行ったうえで、年度ごとに指名競争入札により委託業者を選定していた（指名競争入札の結果、いずれの年度もテイコクが落札）。

また、岐阜土木事務所は、テイコクより物件調査報告書、業務着手届、管理技術者届、照査技術者届、業務委託計画書、業務工程表、完了届、業務打合せ記録簿等の提出を受けており、これらの書類に基づき委託業務の完了検査を行っていた。

そこで、岐阜土木事務所に対して、平成 24 年度から 27 年度に、テイコクから岐阜土木事務所へ提出された物件調査報告書、業務打合せ記録簿等の関係書類の提示を求めたところ、テイコクからは委託業務の成果物として物件調査報告書の提出を受けたが、再積算再調査業務の必要が生じ、その都度最新データに置き換えているため、各年度の成果物としての物件調査報告書は提示できないとして、平成 24 年度から 26 年度の物件調査報告書の提示がなかった。そのため、どのような補償対象者に対してどのような調査業務を行ったのか、各年度の物件調査報告書に基づき、時系列に沿って又は経年比較して確認することができなかった。

また、委託業務の実施に際して岐阜土木事務所がテイコクと行った打合せを記録した業務打合せ記録簿を確認したところ、以下のとおりであった。

平成 24 年度は本件住民監査請求に係る補償対象者のうち、建物所有者に対して調査の了解が得られたが、借家人への説明が行われていない旨の記録があった。

平成 25 年度の業務打合せ記録簿には、本件住民監査請求に係る補償対象者についての記録は確認できなかった。

平成 26 年度の業務打合せ記録簿には、本件住民監査請求の対象となっている建物の 1 階が前年度の調査以降に改装されており、再調査を行う旨の記録があった。

これらのことから、平成 24 年度から 26 年度の委託成果品一覧には調査報告書とあったが、この中に本件住民監査請求に係る補償対象者が含まれているか確認できなかった。

平成 27 年度の業務打ち合わせ記録簿には、本件住民監査請求に係る補償対象者のうち、(株) ノースグロリア、(有) 介護レンタルの山田屋、(株) グレースホーム及び個人について営業調査を実施すること、建物所有者の物件調査報告書については平成 27 年 6 月中に納品する旨の記録があった。

平成 27 年度の物件調査委託業務の成果物として物件調査報告書 17 冊があり、本件住民監査請求に係る補償対象者 14 者すべての積算資料が含まれていた。その積算資料には補償対象者ごとの補償項目について、積算根拠を示した内訳表が添付されていた。また、建物調査、居住者調査など岐阜土木事務所からの委託業務に係る仕様書や規程等に基づいた関係書類が添付されていた。

イ 岐阜土木事務所が岐阜市に委託した用地補償業務

岐阜土木事務所は、本件住民監査請求に係る事業の実施に当たって、用地交渉並びに契約書の作成及び被補償者との調印業務の一部について、地元事情に精通した市町村に委託する必要があるとして、岐阜市に委託していた(本件住民監査請求に係る委託業務については平成 27 年度のみ)。

そのため、平成 27 年度の岐阜市への委託業務の実施状況について、岐阜土木事務所に対して関係書類の提示を求めたところ、岐阜市から提出された委託業務の実績報告書と、岐阜市が補償対象者を行った用地交渉記録(以下「市の交渉記録」という。)の提示があった。

実績報告書を確認したところ、証拠書類として平成 27 年度に契約を締結した補償契約書の写し((株) ノースグロリア、個人 11 者の計 12 者) が添付されていた。また、市の交渉記録を確認したところ、個人 3 者(G, 1, J)については、契約の締結時に代理人(ただし代理権の付与については明確でない。)に対して契約書を預け、署名押印した契約書を別の代理人(ただし代理権の付与については明確でない。)より受け取っていたとの記録があった。そのため、市の交渉記録によれば、上記個人 3 者が契約書に署名押印を行う際には岐阜市及び岐阜土木事務所の職員は立ち会っておらず、K については用地交渉を行った記録がなかった。そのほかの補償対象者 8 者については、契約書に署名押印(法人につい

ては記名押印) を行う際に岐阜市及び岐阜土木事務所の職員が立ち会っていた。

ウ 岐阜土木事務所が自ら行った用地補償業務

上記ア及びイを除いた業務(現地踏査及び事業説明会、用地交渉、契約書の作成及び被補償者との調印、補償費の支払い等) について、岐阜土木事務所が自ら行っていた。

岐阜土木事務所が自ら行った用地補償業務に関して、岐阜土木事務所担当者が補償対象者との用地交渉を行った記録(以下「県の交渉記録」という。) について確認したところ、平成 25 年度に本件住民監査請求に係る補償対象者のうち、(有) 介護レンタルの山田屋、(株) ノースグロリア、(株) グレースホーム、A との県の交渉記録が、平成 26 年度は(株) ノースグロリア、(株) グレースホームとの県の交渉記録が、平成 27 年度は(株) ノースグロリア、(株) グレースホーム、A との県の交渉記録がそれぞれ存在した。

また、本件住民監査請求の補償対象者のうち、(株) ノースグロリアについては平成 27 年 8 月 11 日付けで、(有) 介護レンタルの山田屋については同年 8 月 7 日付けで、(株) グレースホーム及び個人 11 者計 12 者については同年 8 月 18 日付けで建物からの退去及び補償費の支払い等に関する契約を締結していた。契約の締結に当たっては、物件調書に補償対象者が記名押印していた。また、土地売買等に関する説明書及び借家人補償に関する説明書(以下「説明書」という。)には補償対象者が署名押印(法人については記名押印) しており、その説明書には岐阜土木事務所の担当者が説明した旨の記載と説明者として岐阜土木事務所職員の署名があった((株) ノースグロリア分については記名)。加えて、テイコク及び岐阜市が本人と面談していなかった個人 3 者(G, 1, J) については、契約締結前の平成 27 年 8 月 7 日及び 10 日に岐阜土木事務所の職員が本人に面談し、契約の意思確認を行った旨の証言があった。

補償費の支出について、本件住民監査請求に係る補償対象者との補償契約書では、いずれも 2 回に分けて支出するもの(以下、先に支払うものを「前払い金」、後から支払うものを「後払い金」という。) としており、前払い金の支出に当たっては、補償対象者からの請求書の提出を受けて、岐阜土木事務所において関係書類の確認を行ったうえで、請求書に記載された法人若しくは本人名義の口座に對して、(株) ノースグロリアについては平成 27 年 8 月 31 日に、そのほかの 13 者については同年 9 月 18 日に支出していた。

後払い金の支出に当たっては、補償対象者からの請求書の提出を受けて、岐阜土木事務所において関係書類の確認を行い、建物退去の現地確認を行ったうえで、請求書に記載された法人若しくは本人名義の口座に對して、平成 28 年 3 月 31 日から同年 11 月 25 日に(株) ノースグロリア及び(株) グレースホームを除く計

12者に対して支出していた。支出関係書類には退去完了写真が添付されていた。
なお、(株) ノースグロリア及び (株) グレースホームの後払い金については、
建物の収去が完了しておらず、現地確認等の完了確認検査が行われていないため、
補償費の支出が行われていなかった (平成 28 年 12 月 26 日時点)。

2 監査対象機関の意見

岐阜土木事務所に対して、請求人が主張する下記事項について、岐阜土木事務所
の意見を文書で求めたところ、平成 28 年 12 月 8 日に岐阜土木事務所長より
以下のとおり回答があった。

(1) 居住又は営業等の実態のないにもかかわらず申告をした者に対して、岐阜土木
事務所が多額の補償費を支出しているという主張について

県が土地等の取得等を行うときは、関係書類や現地の調査を行い、物件
等の種類・数量を把握したうえで、算定を行っている。

補償費の算定に当たっては、岐阜県県土整備部所管用地事務取扱細則第 20 条か
ら 38 条までの規定並びに県が作成した「用地調査等共通仕様書」に基づき必要な
調査を行い、調査結果を「岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準」及び「損失
補償標準算定書 (中部地区用地対策連絡協議会)」の単価により算定したものであ
り、過大な補償とはなっていない。

(2) 岐阜土木事務所は居住占有者の本人確認を行わず、補償費を支出しているとい
う主張について

岐阜県県土整備部所管用地事務取扱細則及び「用地調査等共通仕様書」には、請
求人の主張する方法による本人確認の規定はないが、借家人の補償に当たり、賃貸
借契約書及び現地にて動産の状況等を調査し、本人との面談、聞き取りを行ってい
る。また、契約に基づく支払いは本人名義の口座に支払いを行っている。

3 関係人調査の結果

(1) 物件調査等業務を受託した業者 (テイコク) に対する関係人調査の結果

テイコクは、平成 24 年度から 27 年度の各年度に岐阜県岐阜市寺線の街路事業に係
る物件調査等業務を岐阜土木事務所の委託を受けて実施していた。平成 24 年度は
建物、工作物、立木、動産、営業、借家人等の調査及び補償算定業務を、平成 25
年度及び 26 年度は、当該年度の単価表を使用した再算定業務を、平成 27 年度は、
前年度の物件調査の再算定、再調査及び営業調査を行っていた。

平成 25 年 2 月 12 日の居住者調査の際に、建物所有者である (株) ノースグロリ
アのほか、借家人と立会ったことであった。しかし、この際に借家人である
H については本人立会いではなく、建物所有者である (株) ノースグロリアの法人
代表者が立ち会って調査が行われたことであった。また、その際に (株) グレ

ースホームと (有) 介護レンタルの山田屋について、それぞれの法人代表者の立会
いのもと営業調査を行ったことであった。

平成 26 年 7 月 4 日に、新たに I が入居した旨の通知が建物所有者よりあった。
平成 27 年 6 月 5 日に (株) ノースグロリア、(有) 介護レンタルの山田屋、(株)
グレースホーム及び個人の営業調査を法人代表者等の立会いのもと行っていた。ま
た同年 6 月 21 日に新規居住者である個人 3 者 (F, G, J) の居住者調査を行っ
ていたが、いずれも本人ではなく建物所有者である (株) ノースグロリアの法人代
表者が立ち会って調査が行われたことであった。

補償金額の算定業務について、テイコクは、現地調査を行ったうえで、用地対策
連絡協議会の定める「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に基づき、中部地区用
地対策連絡協議会が作成した「損失補償算定標準書」を使用して算定を行ったこと
であった。また、補償金額の算定額のうち、本件住民監査請求に係る補償対象
者の算定額については、委託業務が完了する以前の平成 27 年 7 月 10 日に岐阜土木
事務所へ報告したとのことであった。

(2) 補償対象者に対する関係人調査の結果

本件住民監査請求に係る補償対象者計 14 者すべてから回答があった。

補償対象者からの回答によれば、現地調査の際に J を除く 13 者については本人
が立ち会ったとの回答があり、契約については 14 者すべてについて本人が契約書
の署名を行ったとの回答であった。

また、支払請求書については、14 者すべてについて、本人が記入して岐阜土木
事務所又は岐阜市の職員に提出し、本人が管理する口座へ支払いがあったとの回答
であった。

第 4 監査委員の判断

1 契約の締結及び履行について

法第 242 条第 2 項において、同条第 1 項の規定による請求は、当該行為のあった
日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされて
いる。

昭和 57 年 7 月 14 日東京地方裁判所住民訴訟 (昭和 53 (行ウ) 61 損害賠償請求事
件) において「同法二四二条一項、二四二条の二第一項は住民監査請求及び住民訴
訟の対象となる財務会計上の行為を個別的に限定列挙しているから、それぞれが独
立して監査請求及び住民訴訟の対象となりうる適格を有しているとみられること、
同法二四二条二項が監査請求に期間制限を設けているのは地方公共団体の機関又

は職員の行為をいつまでも争いうる状態にしておくことが法的安定の見地からみて妥当でないとの趣旨にでたものであることにかんがみると、同項の監査請求期間遵守の有無も監査請求の対象とされる各個の財務会計上の行為ごとに判断すべきものと解される。本件においては、売買契約の締結が違法であり、したがって右契約に基づく公金の支出及び財産の取得が違法であるとして監査請求がされているというのであるから、売買契約の締結については契約の締結日から、公金の支出については各支出日から、財産の取得については当該財産を取得した日からそれぞれ監査請求期間を起算すべきである。」との判例があることから、本件住民監査請求に係る財務会計行為については、監査請求期間について個々の財務会計行為ごとに判断すべきと考える。

本件住民監査請求に係る補償対象者計14者との契約は、平成27年8月7日から同年同月18日までの間に締結されていた。このうち、12者の契約については、平成28年3月17日に履行期限の変更契約が行われ、そのうち7者については同年6月27日又は同年同月29日に、2回目の履行期限の変更契約が行われていた。前述した判例に照らして、契約の締結日を監査請求期間の起算日とすると、12者の補償契約については、最終の変更契約の締結日をもって起算日と判断するが、一度も変更契約を締結していない(有)介護レンタルの山田屋及びKの補償契約については当初の契約日(平成27年8月7日及び同年同月18日)が起算日となり、住民監査請求が提出された日(平成28年11月1日)において請求期間である1年を経過していることから、住民監査請求の要件を欠いている。

そのほかの12者の補償契約については、住民監査請求書及び請求人等の陳述から、入居及び経営実態がない入居者及び事業者を補償対象としているか、補償費が過大か否かに関して、以下のとおり判断する。

(1) 入居及び経営実態がない入居者及び事業者を補償対象としているかについて
県では、用地補償事務を実施するにあたって、「岐阜県県土整備部所管用地事務取扱規程(昭和45年1月9日訓令甲第1号)」(以下「規程」という。)及び「岐阜県県土整備部所管用地事務取扱細則(昭和45年4月1日監第693号)」を定めて事務を行っている。

規程第13条第1項で「(土木)事務所長は、土地等の取得等を行おうとするときは、必要な測量又は調査を行い、土地等の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び面積、権利の種類及び内容、物件の種類及び数量並びに土石砂れきの種類及び数量その他損失の補償について必要な事項をできる限り正確に把握しなければならない」とされている。また、第14条では「事務所長は、(中略)前条の規定による調査に基づき、遅滞なく別に定める様式により、土地所有者ごとの土地調査及び物件所有者ごとの物件調査を作成し、当該調査に係る土地等の権利者の確認を求め、当該調査にこれらの者の署名押印を求めなければ

ならない。」とされている。

本件住民監査請求に係る補償対象者のうち請求期間を経過していない12者について確認したところ、物件調査に補償対象者である法人代表者又は個人の記名押印が行われており、補償内容に関する説明書により法人代表者又は個人が岐阜土木事務所の担当者から説明を受けた旨の署名押印が行われていた。また、県及び市の交渉記録、岐阜土木事務所の証言、ライコクに対する関係人調査の結果から、契約締結前に、本件住民監査請求に係る補償対象者計14者すべてについて本人面談を行っていたと認められた。なお、補償対象者に対する関係人調査では、補償対象者本人が契約を行った旨の回答があった。

これらの事実を総合的に判断すると、事務処理は規程等に則って行われたと判断でき、請求人の主張を裏付けるに足りる根拠は認められなかった。

(2) 補償費が過大か否かについて

上記(1)で述べたように、入居状況及び経営状況から補償対象者及び補償項目を特定して補償契約を締結していたことから、対象でない補償対象者及び補償項目に対して補償費の支出を行った事実は認められなかった。

また、補償費の算定に当たっては、規程第15条により「土地等の取得等に係る補償金額は、一般補償基準及び公共補償基準に基づき適正に算定しなければならない。」とされており、「岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準(昭和40年4月17日訓令甲第8号)」、「岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針(昭和44年3月14日44監第411号)」及び「損失補償取扱要領(平成11年6月25日用第103号)」等の関係基準に基づき算定を行っている。

補償費の積算について、本件住民監査請求に係る補償対象者のうち請求期間の1年を経過していない12者について補償項目ごとに確認したところ、関係基準に基づいた積算が行われており、請求人が主張する事実は生じていなかった。

2 公金の支出(補償費の支出)について

本件住民監査請求に係る補償費の支払いについては、前払い金の支出と後払い金の支出に分かれていたため、前述した判例に照らし、それぞれについて、以下のとおり判断する。

(1) 前払い金の支出について

本件住民監査請求のうち、前払い金の支出(平成27年8月31日及び同年9月18日に補償対象者に対して行われた補償費の支出)については、住民監査請求が提出された日(平成28年11月1日)において請求期間である1年を経過していることから、住民監査請求の要件を欠いている。

(2) 後払い金の支出について

補償費の支払いに当たっては、規程第27条において「事務所長は、地方自治法

(昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 2 第 1 項の規定により、土地等の取得等に関する契約に基づき土地等の権利者が行うべき給付の完了を確認する場合においては、みずから又はその職員に命じ、必要な検査をしなければならぬ。」とし、同条第 2 項で「前項の規定により検査を行う者は、当該検査を完了したときは、遅滞なく検査調書を作成しなければならぬ。」とされている。また、規程第 28 条において、「事務所長は、前条第 2 項に規定する検査調書に基づくほか、第 24 条の規定による条件を明示した契約については当該条件がみたされたことを、第 25 条の規定による所有権移転の登記を必要とする契約については登記事項証明書により登記済みであることを、それぞれ確認して補償金を支払わなければならない。」とされている。

(有) 介護レンタルの山田屋及び個人 11 者の計 12 者に対する後払い金については、岐阜土木事務所の職員が建物退去の現地確認及び写真撮影等により退去完了の状況を確認したうえで、検査調書を作成し、検査調書と補償対象者からの請求に基づき、後払い金の支払いを行っていた。これらの事務処理は規程等に則って行われており、請求人の主張を裏付けるに足りる根拠は認められなかった。

(株) ノースグロリア及び (株) グレースホームに対する後払い金については、平成 28 年 12 月 26 日時点で移転が完了していないことから、後払い金の支払手続きが行われていない。しかし、法第 242 条第 1 項において、住民監査請求の対象となる財務会計行為には「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。」とされていることから、第 2 の 2 において本件住民監査請求の対象としている。上記 2 件の後払い金の支出に係る補償契約については、違法又は不当な契約の締結及び履行であるとの理由が認められないことから、その契約に基づいて行われる後払い金の支出が、請求人が主張する違法又は不当な公金の支出となることを相当の確実さをもって客観的に推認することができない。

3 結論

以上のことから、本件住民監査請求に係る補償対象者計 14 者に対する補償契約の締結及び履行のうち、(有)介護レンタルの山田屋及びRに対する契約の締結及び履行については、請求期間である 1 年を経過していることから、地方自治法の定める要件を満たしていない。そのほかの 12 者の契約の締結及び履行については、規程等の手続きに則って行われており、請求人の主張する違法又は不当な契約の締結及び履行に該当する事実は認められないと判断する。

同契約に基づいて行われた補償費の支出のうち、支出日が住民監査請求の日から 1 年を経過している支出 (前払い金) 計 14 件については、請求期間である 1 年を経過していることから地方自治法の定める要件を満たしていない。また、支出日が本件住民監査請求の日から 1 年未満であった後払い金 12 件の支出については、規程等の手

続きに則って行われており、請求人の主張する違法又は不当な公金の支出に該当する事実は認められないと判断する。

さらに、今後予定されている後払い金 2 件の支出については、違法又は不当な公金の支出が行われることが相当の確実さをもって客観的に推認することはできないことから、公金の支出を差し止める理由がないと判断する。

これらの判断を踏まえ、本件住民監査請求のうち、補償契約の締結及び履行のうち、(有)介護レンタルの山田屋及びRに対する補償契約については請求期間である 1 年を経過していることから却下し、そのほかの 12 者の契約については理由がないものとして棄却する。

また、同契約に基づいて行われた補償費の支出のうち、住民監査請求の日から 1 年を経過している前払い金の支出計 14 件については請求期間である 1 年を経過していることから却下し、住民監査請求の日から 1 年未満に支払われた 12 件及び今後予定されている 2 件の後払い金の支出計 14 件については理由がないものとして棄却する。

第 5 監査委員の意見

本件住民監査請求についての判断は以上のとおりであるが、監査を実施する過程で、監査結果に影響を与えないものの、その事務処理に関し以下の不備等が確認されたため、改善すべき点があると考えるので意見を付す。

平成 24 年度から 27 年度の用地補償業務の一部を業者に委託していたが、平成 24 年度から 26 年度の業務報告書が確認できなかった。そのため、平成 24 年度から実際に補償を行うまでに、どのような経緯で補償対象者を特定したかについて、十分確認することができなかった。岐阜土木事務所の説明では、過去の業務報告書をベースに最新のデータに置き換えているため、過年度の委託業務の成果物は確認できないとのことであったが、現在の証拠書類の保存方法では、例えば、過去に補償対象者となった者が実際に補償するまでに死亡や退去等により補償対象者から除外された場合に、その関係書類や経緯について確認できない。県民に対する説明責任を十分果たすためにも、県の規程に照らした文書の保存及び管理のあり方についてあらためて検討する必要があると考える。

岐阜県監査委員告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員
水 野 正 敏
岐阜県監査委員
小 原 尚
岐阜県監査委員
山 本 泉
岐阜県監査委員
藤 良
岐阜県監査委員
杉 山 祐 子

I 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	99	99	—	0
指導事項	118	118	—	0
検討事項	10	9	0	1
計	227	226	0	1

2 平成28年度

区分	監査結果 (平成28年11月末現在)	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	62	24	4	34
指導事項	79	34	13	32
検討事項	9	0	0	9
計	150	58	17	75

※「今回措置を講じたもの」については、平成28年12月6日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
職員厚生課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただいたので、速やかに措置す	当該職員に対し、所属長よりパソコンの適切な利用について指導を行うとともに、知事及び会計管理者へ平成28年7月12日に事故報告書を提出した。 また、職場研修においてパソコンの適切な利用を呼び掛けるとともに、毀損事故発生時には事故報告書の提出が必要となる旨

	るとともに、今後は適正に処理されたい。	周知を行った。 今後も日頃からの声かけなどにより、職員の毀損事故防止意識を向上させ、再発防止に努める。
--	---------------------	--

機関名	監査結果	講じた措置
森林整備課	公務中の1件の交通事故について、修繕料69,948円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、交通事故防止について今後一層の注意喚起を促した。 また、所属内の職員に対しては、毎月の課内会議等において、職員一人ひとりが交通安全意識を持って、道路交通法に基づく交通ルールを遵守するよう注意喚起を行うとともに、公用及び私用を問わず「ゆとりを持った安全運転」に心掛けるよう交通事故防止について周知徹底を図っている。
森林文化ア카데미	林業機械の借入れに係る契約事務において、予定価格80万円を超えているにもかかわらず、契約審査会及び競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	随意契約によることができる少額の契約の範囲について再確認した。 今後は、岐阜県会計規則等に基づき、契約審査会の要否及び契約方法の適否を判断し、適正な事務処理に努める。
	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として151,136円の費用負担が発生し、また、修繕料88,762円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後において、全職員へ事故の状況を説明するとともに、前年度にも交通事故があったため、再発防止を周知徹底した。 また、教職員会議等職員が集まる機会に交通安全の啓蒙を行ったほか、交通安全講習会を開催し、交通事故防止に努めた。

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
清流の国推進部 政策課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故発生後、所属内全職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした備品の取扱いについて慎重に行うよう周知した。 また、監査結果通知後、あらためて所属内全職員に対し、物品の適正な使用及び管理を徹底するよう周知した。
市面内課	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	監査終了後速やかに所属職員に対してノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう周知した。 今後も、果有物品の適正な使用及び管理等を徹底する。

健康福祉部		
機関名	監査結果	講じた措置
西濃保健所	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対し、備品の取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。 また、全ての職員に対し、当該毀損事故の発生状況を周知するとともに、パソコンをはじめ備品等の取扱いについても慎重に取り扱うよう周知徹底を図った。

農政部		
機関名	監査結果	講じた措置
農業大学校	建設工事に係る契約事務において、岐阜県会計規則の規定の適用を誤ったことにより契約保証金を免除し、工事を施工させていたのので、今後は適正に処理されたい。	工事の契約に係る契約保証金について、岐阜県会計規則第14条に基づき、納付の要否を適正に判断して契約を締結するよう職員に徹底した。
	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該物品については、平成 28 年 6 月 16 日に物品登録を行った。 今後は岐阜県会計規則等の遵守及び適正な物品管理に努めるよう徹底した。

林政部

機関名	監査結果	講じた措置
森林整備課	公有財産の管理事務において、下呂林木育種場事業地管理棟の建替えがあったにもかかわらず、公有財産の登記及び登録の手続が行われていなかったの、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	下呂林木育種場事業地管理棟の建替えに係る登記及び公有財産の登録の手続については、下記のとおり完了した。 1 取り壊した建物 ・平成 28 年 8 月 25 日 滅失登記完了 ・平成 28 年 9 月 27 日 管財課に公有財産異動報告書を提出するとともに公有財産台帳から削除 2 新築の建物 ・平成 28 年 8 月 25 日 表題登記完了 ・平成 28 年 9 月 29 日 所有権保存登記完了 ・平成 28 年 10 月 6 日 管財課に公有財産異動報告書を提出するとともに公有財産台帳に登録 今後、公有財産の管理事務においては、担当職員と会計職員との連携を密にするとともに、収支等命令書、出納員及び会計員など複数の職員によるチェック体制を強化

		し、適正な事務処理に努め再発防止を図る。	
教育委員会			
機関名	監査結果	講じた措置	
岐阜各務野高等学校	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、平成28年11月1日付で物品登録調査を作成し、登録を行った。物品の購入及び管理換えだけでなく、寄附その他による取得にも十分注意し、すべての備品取得の事務処理時に必ず出納員が登録の有無の確認を行うこととした。 今後は、岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守し、適正な処理に努める。	
大垣養老高等学校	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、平成28年6月23日付で物品登録調査を作成し物品登録を行った。また、物品管理が適正に行われるよう全職員に対し物品管理について再度周知徹底を図った。 今後は、借入物品も含め物品取扱い後に速やかに登録するとともに、物品管理の手続に遺漏のないよう岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守し適正な処理に努める。	
警察本部			
機関名	監査結果	講じた措置	
総務課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」をはじめ、関係規定等の確認を行うとともに、特定個人情報の管理に係る権限についても確認をした。 これまでに取り扱った特定個人情報については、課長があらためて「特定個人情報取扱記録簿」の記載内容を確認し押印した。 今後は、個人情報管理者である課長のもと、特定個人情報情報を適正に取り扱うように徹底した。	
広報県民課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	特定個人情報を取り扱う際は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得べきところ、個人情報管理担当者である次席の確認としていたため、あらためて所属長による再確認を行った。 今後は規定に沿った適正な事務処理に努める。	

装備施設課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	特定個人情報を取り扱う際は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得べきところ、個人情報管理担当者である次席の確認としていたため、あらためて所属長による再確認を行った。 また、特定個人情報の取扱いについて規定の再確認を行った。 今後は適正な事務処理に努める。
情報管理課	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。	「岐阜県警察における個人情報の管理に関する訓令」をはじめ、関係する規定等の確認を行うとともに、特定個人情報の管理に係る権限についても確認をした。 これまでに取り扱った特定個人情報については、課長があらためて「特定個人情報取扱記録簿」の記載内容及び運用上の留意事項に従い、適正に特定個人情報を管理する。
機動隊	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料88,128円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	全隊員に対し、当該毀損事故の発生状況を周知し、パソコン等情報システム機器の取扱いについて、一層の注意を払うよう指導した。 また、使用している全パソコンに「卓上整理整頓徹底済み注意」のシールを貼付け、今後は、朝会等機会あるごとに、備品の取扱いや保管管理について教養を行い、毀損及び紛失等の事故防止に努める。

岐阜県監査委員告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

I 平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A	B	C	A-B-C
	29	12	12	5

※平成28年11月25日に知事から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査（テーマ監査）

○ 県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について

機関名	監査結果	講じた措置
保健医療課	(指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査) 指定自立支援医療機関に係る自己点検表について(は、極力、すべての機関からの徴取に努めるとともに、具体的な項目の確に自己点検ができるよう、点検項目の見直しを検討されたい。	自己点検表が未提出の機関については、提出するよう個別に働きかけを行った。自立支援医療費の診療報酬請求について、具体的な項目に自己点検できるような点検項目を追加した。
高齢福祉課	(老人ホームの指導監査(調査)) 指導監査(調査)結果の一部に複数年度にわたり同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底されたい。	老人福祉関係法令の基準に抵触している指摘について同じ指摘が繰り返されている施設について、正当な理由がない場合は1年に複数回、県事務所等から施設に確認する等の対応を行うことを県事務所等に平成28年4月22日に開催した県事務所等担当者会議で周知徹底した。 また、監査実施要綱等を平成28年4月1日に改正し、各県事務所等から毎年4月末日までに高齢福祉課に報告される前年度の監査等の実施状況の様に「複数年度にわたり同じ指摘が繰り返された場合の措置」という欄を新たに設け、該当する場合は各県事務所等が記載することとし、県事務所等での確認もれを防ぐこととし、同会議で併せて周知徹底した(平成27年度監査分に係る報告から適用)。

(老人ホームの指導監査 (調査)) 指導監査 (調査) 結果に対する回答書の中には、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。	老人福祉関係法令に抵触する指摘については確実に対応が行われたことを確認する必要があるが、確認方法が要綱等に明確に定められていなかったため、「県事務所等は、施設から指摘に対する報告があったときは、指摘に対して対応したことがわかる書面等により確認する」という旨を平成28年4月1日に監査実施要綱等を改正して明記し、県事務所等に平成28年4月22日に開催した県事務所等担当者会議で周知徹底した。
(老人ホームの指導監査 (調査)) 老人福祉施設 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム) については、指導監査結果の集計が行われていなかった。毎年度の指導監査の実施方針を定めるに当たって、監査結果の総括・分析は必要不可欠と考えられるので、適切に実施されたい。	毎年度の指導監査の実施方針を定めるに当たっては、前年度の指導監査の状況を確認することが重要であるが、指摘事項の重要性は指摘した施設数とは比例しない (指摘した施設数が少なくても、処置上の問題等、重要な指摘もある) ため、監査実施要綱等を平成 28 年 4 月 1 日に改正し、指導監査を行った県事務所等で前年度の指導監査施設数等とともに、「指摘事項のうち各事務所等で重要と判断した事項」を高齢福祉課に報告し、これらをふまえて高齢福祉課で当年度の指導監査の実施方針を定めることとした。
(老人ホームの指導監査 (調査)) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査 (調査) の実施状況及び結果の公表に努められたい。	老人福祉施設 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム) の指導監査結果については、取りまとめた各年度の監査実施施設数、主な指摘事項について、平成28年7月20日に、有料老人ホームについては平成28年10月24日にホームページでの公表を行った。

子育て支援課	(児童福祉施設の指導監査) 指導監査の対象施設のうち、児童遊園について、指導監査が実施されていなかった。児童遊園は広場、遊具及び便所を設けるとともに、児童の遊びを指導する者を置くことが義務付けられた施設であることから、その運営状況の指導監査は他の児童福祉施設と同様に必要なものと考えられる。よって、児童遊園について、その運営実態を把握した上で、必要な指導監査のあり方を検討された。	平成27年度中に児童遊園の現状の実態把握と今後の在り方について関係市町へ照会し、状況の確認を行った。これをふまえ、平成28年度から指導監査の対象施設とし、監査調書を作成のうえ、各県事務所において監査指導を実施している。
	(児童福祉施設の指導監査) 指導監査結果の一部に複数年度にわたりに同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底させたい。	過去の指導監査により指摘を行った事項の改善状況を、事前調書により、予め報告を求めるとともに、当日の指導監査において優先的に確認するよう、岐阜地城福祉事務所及び各県事務所に対して指示を行った。また、対象施設及び市町村に対し、今後の指導監査における当該方針について通知を行った。
	(児童福祉施設の指導監査) 指導監査結果に対する回答書の中には、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。	岐阜地城福祉事務所及び各県事務所に対し、次の事項について指示を行った。 ・指摘事項に対する回答書の提出期限を概ね1ヵ月で区切り、その間に指摘事項の改善を行うよう指導を行うこと。なお、改善に一定の期間を要す場合は、回答書に履行予定日を必ず記載するよう指導を行うこと。 ・回答書には、具体的に取組んだ（取り組む予定の）改善内容とともに、今後の再発防止策についても記載するよう指導を行うこと。 ・回答書にて「改善済」で報告された案件については、添付書類や再度の現地調査等により、改善が着実に履行されたことを確認すること。また、「今後改善予定」と報告された案件についても、同様の方法により、履行の確認を確実に行うこと。

(児童福祉施設の指導監査) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、指導監査の実施状況及び結果の公表に努められたい。		昨年度実施した指導監査の実施状況について、実施件数及び指摘件数等を取りまとめ、子育て支援課HPにおいて公開を行った。
(認可外保育施設の立入調査) 立入調査結果の一部に複数年度にわたり同じ指摘が繰り返されている施設が見受けられたことから、改善に向けた指導を徹底された。	過去の立入調査により指摘を行った事項の改善状況を、当日の立入調査において随時的に確認するよう、岐阜地域福祉事務所及び各県事務所に対して指示を行った。また、対象施設及び市町村に対し、今後の立入調査における当該方針について通知を行った。	
(認可外保育施設の立入調査) 立入調査結果に対する回答書の中には、改善した結果が記載されているものもあれば、今後の改善予定の記載にとどまるものも見受けられた。指摘事項については、早期に、かつ、確実に改善されることが重要であり、再発防止策も含め、改善状況の確認のあり方について検討されたい。	岐阜地域福祉事務所及び各県事務所に対し、次の事項について指示を行った。 ・指摘事項に対する回答書の提出期限を概ね1ヵ月で区切り、その間に指摘事項の改善を行うよう指導を行うこと。なお、改善に一定の期間を要す場合は、回答書に履行予定日を必ず記載するよう指導を行うこと。 ・回答書には、具体的に取り組み（取り組む予定の）改善内容とともに、今後の再発防止策についても記載するよう指導を行うこと。 ・回答書にて「改善済」で報告された案件については、添付書類や再度の現地調査等により、改善が着実に履行されたことを確認すること。また、「今後改善予定」と報告された案件についても、同様の方法により、履行の確認を確実に行うこと。	
(認可外保育施設の立入調査) 県民に対する説明責任、事業者による自主的な取組みの促進の観点から、立入調査の実施状況及び結果の公表に努められたい。	昨年度実施した立入調査の実施状況について、実施件数及び指摘件数等を取りまとめ、子育て支援課HPにおいて公開を行った。	

岐阜県監査委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十六日

岐阜県監査委員	水	野	正
岐阜県監査委員	小	原	尚
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐子

1 平成 27 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	3	3	－	0
		補助金等交付団体	2	1	0	1
	指導事項	指 定 管 理 者	1	1	－	0
		計	6	5	0	1
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	5	5	－	0
		補助金等交付団体	6	4	2	0
	指導事項	指 定 管 理 者	3	3	－	0
		計	14	12	2	0
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
所 管 機 関	指導事項	指 定 管 理 者	0	－	－	－
		計	0	－	－	－
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	2	1	0	1
	指導事項	指 定 管 理 者	1	1	－	0
		計	3	2	0	1
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	2	2	－	0
		補助金等交付団体	6	4	2	0
	指導事項	指 定 管 理 者	3	3	－	0
		計	11	9	2	0
検 討 事 項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－	
		補助金等交付団体	0	－	－	－
	指 定 管 理 者	0	－	－	－	
		計	0	－	－	－
合 計		34	28	4	2	

※平成 28 年 11 月 25 日に知事から通知があったもの
(注) 監査結果の区分については次のとおり。
・指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・指導事項：是正又は改善を求める事項
・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
地域スポー ツ課	ぎふスポートツェア実行 委員会 (ぎふスポートツェア実 行委員会負担金)	ぎふスポートツェア実行委 員会負担金において、ぎふス ポートツェア実行委員会 (以 下「実行委員会」という。)の 事務局を置く公益財団法人岐 阜県体育協会 (以下「協会」 という。)が購入した消耗品の 一部を実行委員会が使用して いたが、その際、使用数量を 記録しておらず、両者の費用 負担が区分されていなかった。 このため、使用数量の根 拠が明確でないまま、協会の 請求に基づいて実行委員会が 費用を支払っていたので、今 後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該実 行委員会から、以下のとおり 対応したとの報告を受けた。 ぎふスポートツェアのため に使用する消耗品について は、実行委員会において直接 購入することとし、実行委員 会が協会の共同器具備品 (コ ピー機等) を使用する場合、 両者の費用負担を区分するた め使用数量の記録簿を作成 し、根拠の明確化を図った。 また、協会からの請求に対 して複数名の職員によるチェ ックを行い、適正な事務処理 に務めることとした。
競技スポー ツ課	一般社団法人ぎふ瑞穂ス ポーツガーデン (岐阜県スポート推進補 助金 (トッパススリート 拠点クラブ活動費補助事 業))	岐阜県スポート推進補助金 (トッパススリート拠点クラ ブ活動費補助事業) において、 補助対象経費となる一部の人 件費及び一般社団法人ぎふ瑞 穂スポーツガーデン (以下「ス ポーツガーデン」という。)の 組織の一部である朝日大学 (以下「大学」という。)体育 会 7 部の活動費について、本 来、補助事業者であるスポー ツガーデンが個々の支出をす べきところ、大学に分担金と して一括支出し、大学が個々 の支出を行っていたので、今 後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法 人から、以下のとおり対応し たとの報告を受けた。 補助対象経費となる一部の 人件費及びスポーツガーデン の組織の一部である朝日大学 体育会 7 部の活動費を大学へ の分担金として支出していた 処理を、スポーツガーデンに おいて直接支出をするように した。

(2) 所管機関監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
地域スポー ツ課	ぎふスポートツェア実行 委員会 (ぎふスポートツェア実 行委員会負担金)	ぎふスポートツェア実行委 員会負担金において、ぎふス ポートツェア実行委員会 (以 下「実行委員会」という。)の 事務局を置く公益財団法人岐 阜県体育協会 (以下「協会」 という。)が購入した消耗品の	ぎふスポートツェアのため に使用する消耗品について は、実行委員会において直接 購入すること。 実行委員会が協会の共同器 具備品 (コピー機等) を使用 する場合は、使用数量を記録

		一部を実行委員会が使用していたが、その際、使用数量を記録しておらず、両者の費用負担が区分されていなかった。このため、使用数量の根拠が明確でないまま、協会の請求に基づいて実行委員会が費用を支払ったことが認められたので、今後は適正に処理されるよう適時指導された。
競技スポート課	一般社団法人ぎふ瑞穂スポートセンター（岐阜県スポート推進補助金（トッパスリート拠点クラブ活動費補助事業））	一般社団法人ぎふ瑞穂スポートセンター（以下「スポートセンター」という。）に対する岐阜県スポート推進補助金（トッパスリート拠点クラブ活動費補助事業）において、補助対象経費となる一部の人件費及びスポートセンターの組織の一部である朝日大学（以下「大学」という。）体育会7部の活動費について、本来、補助事業者であるスポートセンターが個々の支出をすべきところ、大学に分担金として一括支出し、大学が個々の支出を行っていた。当該補助金の実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
		し、両者の費用負担を区分すること。 使用数量の根拠を明確にした上で、協会からの請求に対して複数名の職員によるチェックを行い、適正な事務処理を行うこと。 以上の点について、実行委員会に指導し、改善されたことを確認した。今後も、実績報告書提出時に確認し、適正な事務処理を指導する。

平成二十八年十二月二十六日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 公 報
岐阜市数田南二丁目一番一
号

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐 阜 文 芸 社